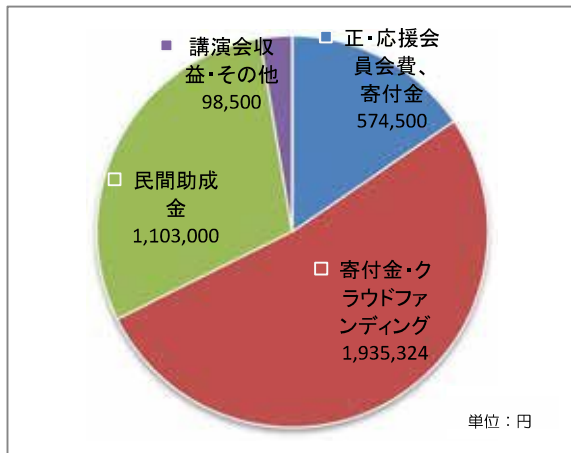


令和元年度 事業と会計のご報告

1. 収入

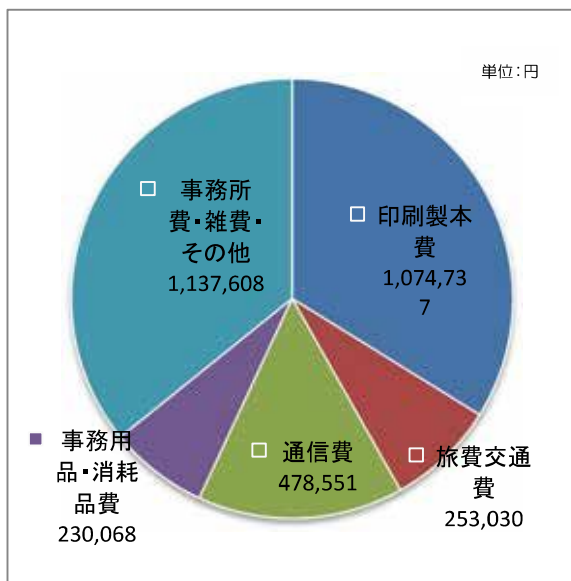


1. 経常収入

応援会員会費と寄付、クラウドファンディングで約250万円、赤い羽根共同募金、ウエストうどん玉寄金、歳末たすけあい共同募金等の民間助成金計約110万円の助成金を受けることができ、本年度も活発な活動ができました。

ご支援心から感謝申し上げます。

2. 活動のための支出



2. 活動のための支出

- 引き続き多くの多団体と連携し「障がいの重い人の地域の暮らし」の実現に重きを置いた活動をしました。
- プロの皆さんの力を借りて絵本「すぺしゃるなどんぐり」を制作、関係各所に配布、インクルーシブな社会を願って情報発信しました。
- 福岡市障がい者等地域生活支援協議会、福岡市社会福祉協議会地域福祉計画策定委員会で意見を積極的に述べるように努めました。

■決算報告

単位：円

通常の活動で得た収益	3,711,324
通常の活動で使った費用	3,173,994
差引収支	537,330
活動以外の収益	102,399
昨年度の繰越金	916,556
今期の正味財産額	1,556,285

■貸借対照表

単位：円

現金・預金	1,163,235
貯蔵品	386,000
未払い金	7,050
前期繰越正味財産額	916,556
当期正味財産増減額	639,729
負債及び正味財産額	1,556,285

■ご支援のお願い

当会は助成金と皆さまからの応援会員会費・ご寄付等で運営しています。
これからも障がいのある人たちの、永遠の幸せを願って活動してまいります。
どうぞ、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

■応援会員（3,000 円/年）以上の任意の額

■ご寄付（いくらからでも結構です）

○お振込み先



・ゆうちょ銀行	口座番号 17420-67362471
・福岡銀行	藤崎支店 普通預金 1548051
・西日本シティ銀行	港町支店 3028564
口座名義（どれも）	トクヒ）ショウガイシャヨリヨイクラシネット

認定NPO法人への寄付金の控除について

1. 個人が寄附した場合

個人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、所得税の寄附金控除が受けられます。寄附金控除には、所得控除と税額控除の2つの方法があり、どちらか有利な方法を選択することができます。

2. 法人が寄附した場合

法人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、法人税の寄附金控除が受けられます。一般の寄附金に係る損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

3. 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続または遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期間までに、認定NPO法人に寄附した場合には、その寄附をした財産は非課税財産として、相続税の計算から除かれます。

4. みなし寄附金制度

認定NPO法人が、税法上の収益事業から、それ以外の非収益事業のために支出した金額は、収益事業からの寄附金とみなして、法人税の計算をすることができます。

個人の例） ■年収 500 万円の世帯における、実際の減税額（住民税は福岡県・市の控除額）

税額控除計算式	1万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
所得税の税額控除（寄付金額－2,000 円）×40%	3,200 円	19,200 円	39,200 円
住民税の税額控除（寄付金額－2,000 円）×10%	800 円	4,800 円	9,800 円
合計	4,000 円	24,000 円	49,000 円

※所得税の控除を受ける場合、確定申告が必要です。住民税は所得税の確定申告から自動的に計算されます。

※高額所得者の場合、「所得控除」の方が有利な場合もあります。



この冊子は赤い羽根共同募金配分金事業で作成しました

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット

810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4F

TEL 090-7392-1000 TEL/FAX 092-741-7033

Mail yoriyoikurasi@gmail.com

HP yoriyoikurasi.net

FB <https://www.facebook.com/yoriyoikurasi/>

より良い暮らし

検索